

意見照会「アナログ規制の見直しについて」

意見照会の背景

国は令和4年6月に策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、同年12月に作成された「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に沿って、令和6年6月までに規制・制度の見直しを行うこととしており、本県でも国の見直しを踏まえて、アナログ規制の点検・見直しを実施しています。

アナログ規制とは、法律・条例をはじめとする我が国の社会制度やルールで規定される、人の目による確認、書面での掲示など、アナログ的な手法を前提とする古い規制のことと、食品衛生行政のうち、千葉県食品衛生法施行細則第十条第二項に基づく食品営業許可証の掲示（努力義務）が、「書面掲示規制」として本規制に該当します。

このことから、県では食品営業許可証のデジタル化により、書面での掲示義務を廃止することを検討しています。

食品営業許可証のデジタル化により、事業者は申請から許可証受け取りまでオンラインで完結することができます。また、事業者はホームページ等のインターネット上に許可証を掲載することも可能になり、消費者はいつでもどこでも必要な情報を確認できるようになります。

一方で、許可情報がインターネット上にしか掲載されていない場合、インターネットを利用できない消費者が許可情報にアクセスできないといったことも想定されます。

【御意見等をいただきたい内容】

食品営業許可証のデジタル化及び書面での掲示義務を廃止する事について、消費者として、事業者として委員の皆様のご意見を賜りたく存じます。

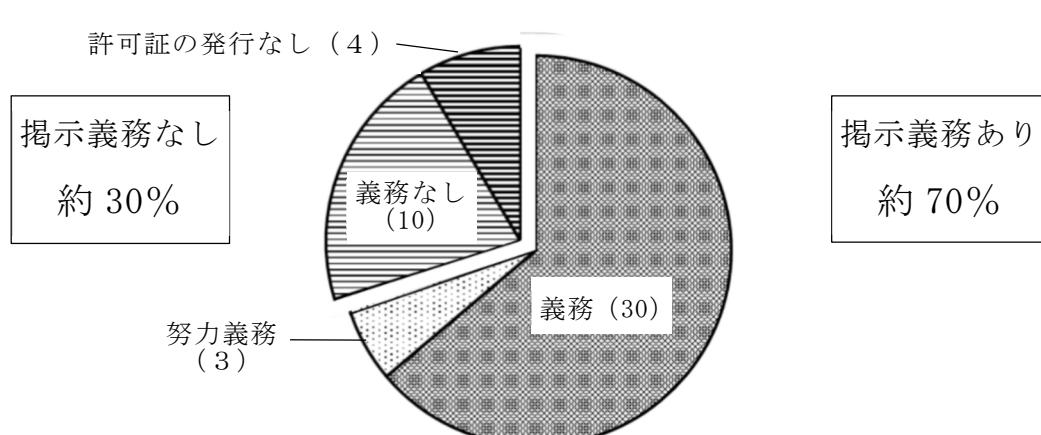
参考) 許可証の掲示について

1) 千葉県食品衛生法施行細則

第十条 知事は、法第五十五条第一項の規定により営業の許可をしたときは、営業許可証（別記第八号様式）を交付するものとする。

2) 前項の営業許可証の交付を受けた者は、これを営業所内の見やすい場所に掲示するよう努めるものとする。

2) 各都道府県の状況（カッコ内は自治体数、令和7年11月末時点）



事業者の立場からの意見

- ・ デジタル化により許可申請または更新の手続きが簡素化され、事業者にとっては手続き時間の大半な削減など大きなメリットとなる。積極的に推進してほしい。
- ・ 食品営業許可証のデジタル化についてはペーパーレス化や事務の軽減に繋がる。
- ・ 各種規制の見直しアナログ規制を速やかに一掃し新規法令等に対する必要性があると認識していると共に各団体からも要望があると伺っている。
- ・ 店頭での掲示義務の廃止について、現状の運用を踏まえた場合、特段大きな支障は生じないと認識している。
- ・ 許可証の掲示義務も廃止も問題ないと思うが、消費者等から求められた場合は速やかに提示できるよう求めたい。
- ・ 現行の営業許可書には個人名が記載されており、若年層の従業員から懸念の声があるため、個人情報保護の観点からも改善の余地がある。インターネット上で許可情報が確認できる状況では、店頭で個人名を公表する必要性は低下している。
- ・ 許可証掲示が廃止されると、無許可営業ではないか等の問合せが協会あてに増える可能性がある。期限切れや他者名義の許可証掲示など、無許可営業の増加も懸念される。
- ・ 協会員（高齢者等）の中にはネット環境が整備されていない、あるいはパソコン・スマートフォンの操作が難しい者、オンラインでの申請手数料支払いができない者も多い。よって、当面は紙申請とデジタル申請の併用を望む。

消費者の立場からの意見

- ・ 許可証を掲示しない事業者を消費者が敬遠する・あるいは利用時に提示を求めるようになれば、義務ではなくとも許可証を掲示する方がメリットがあると考える。
- ・ 許可証が営業所内に掲示されていると安心感がある。
- ・ スーパーやコンビニ、外食産業などでは信頼性が確立されているが、移動販売や露店など多様な販売形態においては掲示の必要性を感じる。
- ・ インターネットを利用できない高齢者など、まだアナログでなければ「ダメ」な人達もいる。特にデジタル機器の操作が難しい人にとっては必要な情報を得る手段がなくなる可能性がある。
- ・ 現在も掲示情報を確認している消費者がいるため、一定期間は紙での掲示を推奨するなどの配慮が望ましい。
- ・ デジタル化されても許可証の掲示は努力義務とし、例えばQRコード等で情報取得を可能とするなどの配慮が望まれる。
- ・ 直接影響を受ける消費者にも分かり易く、明確に安全、安心が確保されるよう配慮されることが望ましい。
- ・ デジタル化で情報が充実すること自体は、消費者の安全・安心の向上につながると理解している。